

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	子ども医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚木市は、子ども医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

厚木市長

公表日

令和7年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	厚木市子どもの医療費助成に関する条例等に基づき、子ども医療費助成事業を行っている。 厚木市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 ①医療費助成の資格確認 ②医療費助成対象者の医療証交付 ③医療費助成の認定、支給、通知 ④転出、転入等による世帯情報の変更及び資格喪失等の確認
③システムの名称	乳幼児医療助成システム 宛名管理システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
資格台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 8の項 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第8項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第9号 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例 別表 8の項 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則第3条第8項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こどもみらい部 子育て給付課
②所属長の役職名	子育て給付課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2287
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	厚木市 健康こどもみらい部 子育て給付課 こども医療・予防係 住所：〒243-8511厚木市中町3丁目17番17号 電話番号：046-225-2230
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない（入手） [○]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	原則として、申請者からマイナンバー情報の提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの信性の確認を行っている。また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ住基ネット照会を行っており、この場合は4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。特定個人情報の記載がある申請書等の保管や廃棄については、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 特に力を入れて行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 特に力を入れている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、顔認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	こども未来部 こども家庭課	こども未来部 子育て給付課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
平成29年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	こども家庭課長	子育て給付課長	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
平成29年4月1日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
平成29年4月1日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取	〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号	厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	子育て給付課長 柏木 毅	子育て給付課長 柏木 浩	事後	人事異動に伴う、その他の項目の変更であり、重要な変更
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	子育て給付課長 柏木 浩	子育て給付課長	事後	様式変更に伴う変更であり、重要な変更該当しない。
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成28年7月25日時点	平成31年2月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付け
平成31年3月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更
令和2年6月15日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂	厚木市 総務部 行政総務課 情報公関係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	厚木市 総務部 行政総務課 情報公開・法制係 住 所: 〒243-8511厚木市中町3丁目17番	事後	係の名称の変更であり、重要な変更該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第2項 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別	番号法第9条第2項 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別	事後	記載内容の変更であり、重要な変更該当しない。
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス	番号法第9条第2項 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別	番号法第19条第9号 厚木市行政手続きにおける特定の個人を識別	事後	記載内容の変更であり、重要な変更該当しない。
令和4年1月6日	IVリスク対策 4 特定個人情報ファイルの取	委託しない	特に力を入れている	事後	自己点検に伴う変更であり、重要な変更該当しない。
令和5年12月13日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検の実施のみ	内部監査の実施を追加	事後	監査の実施状況を更新するものであり、重要な変更該当
令和5年12月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	乳幼児医療助成システム 宛名管理システム	乳幼児医療助成システム 宛名管理システム	事後	不足していたシステム名称を追加で記載したものであり、重
令和5年12月13日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシス	接続しない(提供) 空欄 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	接続しない(提供) ○ 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分	事後	内部監査に伴う変更であり、重要な変更該当しない。
令和6年5月7日	I 関連情報 5 評価実施機関における担	こども未来部 子育て給付課	健康こどもみらい部 子育て給付課	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
令和6年5月7日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取	厚木市 こども未来部 子育て給付課 こども医療・手当係	厚木市 健康こどもみらい部 子育て給付課 こども医療・手当係	事後	機構改革に伴う、部署の変更であり、重要な変更該当し
令和7年3月4日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新様式に伴い新たに記載	事後	
令和7年3月4日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	—	新様式に伴い新たに記載	事後	